

No.69

おさめーるだより

令和5年2月24日(金)
発行:税務課収納整理係
22-1111
(内線231・232)

毎日のお仕事お疲れ様です。
今回の「おさめーるだより」は、『市税などの納め忘れはありませんか?』と『小型特殊自動車・農耕作業用自動車をお持ちの方へ』についてお知らせします。

市税などの納め忘れはありませんか? ～令和5年2月末で令和4年度市税等全ての納期限が到来します～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備など様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

西之表市においては、大多数の皆さんに納期限内納付をしていただいております。今後とも納期限内納付にご協力をお願いします。

●市税等は納期限内納付が原則です

市税等の令和4年度通常納期限分は、2月末をもって全ての納期限が到来します。市税等の納付は納期限内納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送など多額の費用がかかり、その経費も市税で負担することとなります。もう一度令和4年度の納付書や口座振替の預金通帳を確認し、納め忘れがある場合は、お早めに納付をお願いします。

●納付書を紛失したり、使用期限が過ぎている場合

使用期限が過ぎている場合でも、銀行等で納付することが出来ます。ただし、コンビニエンスストアでの納付、スマートホン等アプリ決済を利用することは出来ません。コンビニエンスストア納付、スマートホン等アプリ決済をしたい場合や、納付書を紛失した場合は、納付書再発行を承っております。税務課窓口での手渡しか、ご自宅等への郵送が可能です。

お気軽に税務課へお問い合わせください。

●無断で滞納が続いてしまった場合

税金は納期限内に納付することが原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。

滞納処分を行うまでには、事前に督促状や催告書で通知を行っています。これらの通知には、滞納額の納期限や滞納処分を行うなどの重要事項を記載しています。通知の内容を確認していない、または確認しても納付せず滞納が続いた場合、滞納処分を行うこととなります。

●納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せず、お早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休・廃止、失業などのやむを得ない事情があり、納期限ごとの納付が困難な場合は、お早目に税務課収納整理係までご相談ください。



問い合わせ先 税務課収納整理係 Tel22-1111 内線231・232

小型特殊自動車・農耕作業用自動車をお持ちの方へ

フォークリフト等の小型特殊自動車や農耕トラクタ、コンバインなどの乗用装置のある農耕作業用自動車は、公道走行の有無に関わらず、所有していることで、申告及びナンバープレート取付が法律で義務付けられています。

当該車両を新たに取得した方、または、ナンバープレートの交付を受けていない車両を有している方は、速やかに軽自動車税の申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

小型特殊自動車等の区分

区分		小型特殊(その他)	小型特殊(農耕作業用)
車両の大きさ	長さ	4.7m以下	制限なし
	幅	1.7m以下	制限なし
	高さ	2.8m以下	制限なし
総排気量		制限なし	制限なし
最高速度		15km/h以下	35km/h未満
構造		ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	農耕トラクタ、刈取脱穀作業車(コンバイン)、農業用薬剤散布車、田植機、農耕作業用トレーラ、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの
税額		5,900円	2,400円
標識見本			
令和4年3月までに交付された標識には「特」「農」の表記はありません。			

※小型特殊自動車等のナンバープレートは、軽自動車税を課税するための課税標識であり、公道走行を許可するものではありません。(例)乗用田植機は、ナンバープレート取付の必要がありますが、公道走行不可。公道走行可能なのは、道路運送車両法の保安基準を満たした車両に限られますので、所有する小型特殊自動車等の公道走行の可否については、各メーカーにお問い合わせください。

※農耕作業用トレーラはほかの小型特殊自動車と条件が異なります。詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。

○ナンバープレート交付申請に必要なもの

- 届出者の本人確認書類(運転免許証等)
- メーカー名、車種、型式、車体番号が分かるもの(契約書、販売証明書、カタログ、現物の写真等)

■問い合わせ先 税務課市税係 TEL22-1111 内線229-233